

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用許可の取り消し等	
根拠条例等・条項	堺市立多文化交流プラザ・さかい条例第8条	
所 管 課	国際部 国際課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない ・第6条第2項の各号のいずれかに該当したとき （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2）建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 （3）専ら営利を目的として使用しようとするとき。 （4）政治的活動、宗教的活動その他プラザの管理上支障があると認められる活動のために使用しようとするとき。 （5）その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 （6）前各号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。 ・この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき ・使用の許可に付した条件に違反したとき	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	